

平成 29 年 度

会津若松市 一般会計 歳入歳出決算審査意見書
特別会計

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員

会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

目 次

第1	審査の種類	-----	1
第2	審査の対象	-----	1
第3	審査の着眼点	-----	1
第4	審査の主な実施内容	-----	1
第5	審査の実施場所及び日程	-----	1
第6	審査の結果	-----	2
第7	審査の意見		
	(1)一般会計意見		
	①収支状況について	-----	2
	②歳入状況について		
	1)財源種別からみた歳入の状況	-----	3
	2)主な自主財源・依存財源の状況	-----	4
	3)主な一般財源・特定財源の状況	-----	5
	③歳出状況について		
	1)目的別経費の状況	-----	6
	2)性質別経費の状況	-----	8
	④財政状況について		
	1)財政指標の状況	-----	9
	2)市債の状況	-----	10
	3)基金の状況	-----	11
	⑤まとめ		
	1)収支状況について	-----	13
	2)歳入・歳出状況について	-----	13
	3)財政状況について	-----	15
	(2)特別会計意見		
	①各特別会計の収支状況について		
	1)国民健康保険特別会計	-----	16
	2)介護保険特別会計	-----	18
	3)後期高齢者医療特別会計	-----	19
	4)観光施設事業特別会計	-----	20
	5)下水道事業・農業集落排水事業・個別生活排水事業特別会計	-----	22
	6)湊町簡易水道事業・西田面簡易水道事業特別会計	-----	25
	7)地方卸売市場事業特別会計	-----	27
	8)扇町土地区画整理事業特別会計	-----	28
	9)三本松地区宅地整備事業特別会計	-----	29
	②まとめ		
	1)収支状況について	-----	30
	2)企業会計への移行について	-----	31

凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」……該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
 - 「0.0」……数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
 - 「△(数値)」……負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

第2 審査の対象

平成29年度会津若松市一般会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市個別生活排水事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第8決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 平成30年6月15日から平成30年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

第7 審査の意見

(1) 一般会計意見

① 収支状況について(表1 一般会計決算収支の状況、表2 実質収支比率の推移)

一般会計の収支については、歳入総額 52,729,810,201 円(前年度比 6.2%増)、歳出総額 50,640,513,452 円(前年度比 6.4%増)となり、歳入歳出差引残額(形式収支)は 2,089,296,749 円(前年度比 2.0%増)となった。

実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 207,911,232 円を差し引くと 1,881,385,517 円(前年度比 4.2%増)となり、前年度と比較し 75,129,538 円の増となったが、収支の黒字幅の指標として用いられる実質収支比率(実質収支額÷標準財政規模×100)では、本市は 6.6%(前年度比 0.3ポイント増)で、一般的に望ましいとされている3~5%を上回っている。

これを他市の平成 28 年度決算ベースと比較すると、県内各市平均の 6.6%と同様であり、全国の類似団体平均の 4.3%を上回っている状況にある。

平成 29 年度の実質収支から平成 28 年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 75,129,538 円の黒字となった。これは前年度からの剰余金の増加を表している。

また、実質単年度収支については、財政調整基金を除雪対策の経費として取り崩したものの、地方債の繰上償還を 423,559,624 円行ったため、2,752,076 円の黒字となった。

以上のとおり、形式収支及び実質収支とも平成 28 年度に引き続き黒字であり、また、平成 28 年度にいずれも赤字であった単年度収支及び実質単年度収支も黒字に転じており、直ちに収支不足に陥りかねないといった状況にはなく、収支状況に問題はない。

表1 一般会計決算収支の状況

(単位:円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	前年度比較	
			増減額	増減率
歳入決算額 (A)	52,729,810,201	49,658,046,925	3,071,763,276	6.2
歳出決算額 (B)	50,640,513,452	47,608,991,362	3,031,522,090	6.4
形式収支 (C) = (A) - (B)	2,089,296,749	2,049,055,563	40,241,186	2.0
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	207,911,232	242,799,584	△34,888,352	△14.4
実質収支 (E) = (C) - (D)	1,881,385,517	1,806,255,979	75,129,538	4.2
実質収支比率	6.6%	6.3%	0.3	—
単年度収支 (F) = 29 年度(E) - 28 年度(E)	75,129,538	△467,815,951	542,945,489	—
財政調整基金積立金 (G)	338,914	512,984	△174,070	△33.9

地方債繰上償還金 (H)	423,559,624	—	423,559,624	皆増
財政調整基金取崩額 (I)	496,276,000	95,937,000	400,339,000	417.3
実質単年度収支 (J) = (F) + (G) + (H) - (I)	2,752,076	△563,239,967	565,992,043	—

※歳入決算額(52,729,810,201 円)には、未還付分 2,366,231 円が含まれている。

表 2 実質収支比率の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	類似団体平均 (平成 28 年度)	県内各市平均 (平成 28 年度)
実質収支比率	7.8	6.3	6.6	4.3	6.6

②歳入状況について

歳入については、前年度と比較すると 3,071,764 千円の増となっており、これは主として、「繰越金」307,330 千円の減、「地方交付税」264,421 千円の減等があったものの、「繰入金」1,083,702 千円の増、「地方消費税交付金」161,227 千円の増、「国庫支出金」296,937 千円の増、「県支出金」424,491 千円の増、「市債」1,420,200 千円の増など、増要因が減要因を上回ったことによるものである。

1)財源種別からみた歳入の状況(表 3 一般会計財源種別前年度比較)

歳入状況を自主財源と依存財源の観点からみると、自主財源 967,520 千円(前年度比 4.7%増)の増に対し、依存財源は 2,104,244 千円(前年度比 7.2%増)の増と、増加額・増加率とも依存財源の伸びが自主財源を上回っている。その結果、自主財源の歳入総額に対する構成比率は、40.8%で前年度より 0.6 ポイント下回り、依存財源のウエイトが高まった。

同様に、一般財源 389,551 千円(前年度比 1.2%増)の増に対し、特定財源は 2,682,213 千円(前年度比 15.9%増)の増となっており、特定財源の伸びが一般財源のそれを大きく上回り、その結果、一般財源の歳入総額に対する構成比率は 62.8%で、前年度より 3.1 ポイント下回り、特定財源のウエイトが高まった。

以上のとおり、歳入総額は増えているものの、財源的には依存財源、特定財源へ依拠する度合いが高まっている。

表 3 一般会計財源種別前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
自主財源	21,531,606	40.8	20,564,086	41.4	967,520	4.7
依存財源	31,198,204	59.2	29,093,960	58.6	2,104,244	7.2
計	52,729,810	100.0	49,658,046	100.0	3,071,764	6.2

(単位:千円・%)

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
一般財源	33,139,010	62.8	32,749,459	65.9	389,551	1.2
特定財源	19,590,800	37.2	16,908,587	34.1	2,682,213	15.9
計	52,729,810	100.0	49,658,046	100.0	3,071,764	6.2

2) 主な自主財源・依存財源の状況(表4 一般会計主な自主財源及び依存財源 前年度比較)

自主財源の根幹をなす「市税」については、たばこの消費本数の減少により「市たばこ税」63,496千円の減などがあったものの、「市民税」が98,097千円の増となったため、市税全体としては、33,926千円(前年度比0.2%増)の増となった。「市民税」の内訳としては、法人市民税の課税標準となる国税である法人税の税率引き下げの影響により、「法人市民税」が23,792千円の減となる一方で、景気回復に伴い「個人市民税」は121,889千円の増となった。

その他の自主財源においては、前年度からの「繰越金」が307,330千円の減となった一方で、各種基金などからの「繰入金」が1,083,702千円の増となった。

いずれにしても最大の自主財源は市税であるが、ここ5年間は約150億円台前半で微増、微減を繰り返して推移しており、今後については決して楽観できる状況にはなく、「歳入に見合った歳出構造の堅持」を財政運営の基本方針とする本市にとって、厳しい財政状況が続くものと思料される。

表4 一般会計主な自主財源及び依存財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比較			
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率		
主 な 自 主 財 源	市税	15,363,689	29.1	15,329,763	30.9	33,926	0.2	
	内 訳	市民税	6,570,470	12.4	6,472,373	13.1	98,097	1.5
		固定資産税	7,439,964	14.1	7,452,548	15.0	△12,584	△0.2
		市たばこ税	942,051	1.8	1,005,547	2.0	△63,496	△6.3
		その他	411,204	0.8	399,295	0.8	11,909	3.0
		繰入金	1,529,329	2.9	445,627	0.9	1,083,702	243.2
	繰越金	2,049,055	3.9	2,356,385	4.7	△307,330	△13.0	
	その他	2,589,533	4.9	2,432,311	4.9	157,222	6.5	
	計	21,531,606	40.8	20,564,086	41.4	967,520	4.7	
	内	地方消費税交付金	2,296,525	4.4	2,135,298	4.3	161,227	7.6
地方交付税		10,603,307	20.1	10,867,728	21.9	△264,421	△2.4	
普通交付税		8,923,706	16.9	9,324,706	18.8	△401,000	△4.3	

主な 依存 財源	訳	特別交付税	1,356,925	2.6	1,236,552	2.5	120,373	9.7
		震災復興特別交付税	322,676	0.6	306,470	0.6	16,206	5.3
	国庫支出金	8,450,658	16.0	8,153,721	16.4	296,937	3.6	
	県支出金	4,191,956	8.0	3,767,465	7.6	424,491	11.3	
	市債	4,925,600	9.3	3,505,400	7.1	1,420,200	40.5	
	その他	730,158	1.4	664,348	1.3	65,810	9.9	
	計	31,198,204	59.2	29,093,960	58.6	2,104,244	7.2	
合計		52,729,810	100.0	49,658,046	100.0	3,071,764	6.2	

3) 主な一般財源・特定財源の状況(表5 一般会計主な一般財源及び特定財源 前年度比較)

一般財源については、「繰越金」307,330千円の減や「地方交付税」264,421千円の減がある一方で、「地方消費税交付金」161,227千円の増、「財政調整基金繰入金」400,339千円の増、「臨時財政対策債」300,000千円の増となり、全体で389,551千円の増となった。

しかし、一般財源の中で「市税」に次いで大きなウエイトを占める「地方交付税」においては、「特別交付税」及び「震災復興特別交付税」は合計で136,579千円の増となっているものの、「普通交付税」については、合併算定替の縮減もあって401,000千円(前年度比4.3%減)の減となっており、この縮減措置は平成32年度まで続くことに留意が必要である。

なお、地方交付税の代替措置ともいえる「臨時財政対策債」は地方交付税の減額を補うような額が発行されている。こうしたことから、一般財源の動向を今後も注視していかなければならない。

表5 一般会計主な一般財源及び特定財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分		平成29年度		平成28年度		前年度比較		
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率	
主な 一般 財源	市税	15,363,689	29.1	15,329,763	30.9	33,926	0.2	
	内 訳	市民税	6,570,470	12.4	6,472,373	13.1	98,097	1.5
		固定資産税	7,439,964	14.1	7,452,548	15.0	△12,584	△0.2
		市たばこ税	942,051	1.8	1,005,547	2.0	△63,496	△6.3
		その他	411,204	0.8	399,295	0.8	11,909	3.0
		地方消費税交付金	2,296,525	4.4	2,135,298	4.3	161,227	7.6
	地方交付税	10,603,307	20.1	10,867,728	21.9	△264,421	△2.4	
	内 訳	普通交付税	8,923,706	16.9	9,324,706	18.8	△401,000	△4.3
		特別交付税	1,356,925	2.6	1,236,552	2.5	120,373	9.7
		震災復興特別交付税	322,676	0.6	306,470	0.6	16,206	5.3

	繰入金(財政調整基金)	496,276	0.9	95,937	0.2	400,339	417.3
	繰越金	2,049,055	3.9	2,356,385	4.7	△307,330	△13.0
	臨時財政対策債	1,600,000	3.0	1,300,000	2.6	300,000	23.1
	その他	730,158	1.4	664,348	1.3	65,810	9.9
	計	33,139,010	62.8	32,749,459	65.9	389,551	1.2
主な 特定 財源	国庫支出金	8,450,658	16.0	8,153,721	16.4	296,937	3.6
	県支出金	4,191,956	8.0	3,767,465	7.6	424,491	11.3
	繰入金(財政調整基金除く)	1,033,053	2.0	349,690	0.7	683,363	195.4
	市債(臨時財政対策債除く)	3,325,600	6.3	2,205,400	4.5	1,120,200	50.8
	その他	2,589,533	4.9	2,432,311	4.9	157,222	6.5
	計	19,590,800	37.2	16,908,587	34.1	2,682,213	15.9
	合計	52,729,810	100.0	49,658,046	100.0	3,071,764	6.2

③歳出状況について

歳出については、前年度と比較すると 3,031,523 千円の増となっており、これは主として、退職手当等の減による「総務費」424,099 千円の減、消防団屯所新築工事等の減による「消防費」28,971 千円の減等があったものの、ICTオフィス環境整備事業費等による「商工費」1,148,279 千円の増、除排雪対策に要する経費等による「土木費」560,885 千円の増、河東学園中学校建設事業費等による「教育費」1,160,806 千円の増等、増要因が減要因を上回ったことによるものである。

1) 目的別経費の状況(表6 一般会計目的別歳出・住民一人当たりの額の状況)

目的別歳出の状況は次表のとおりであり、経費を前年度と比較すると、増加額及び増加率の大きかったものは、「商工費」1,148,279 千円(前年度比 57.3%増)、「土木費」560,885 千円(前年度比 11.7%増)、「教育費」1,160,806 千円(前年度比 24.7%増)、「公債費」343,246 千円(前年度比 8.2%増)等である。

このうち「商工費」はICTオフィス環境整備事業費 682,389 千円の増や神明通りアーケード改修にかかる中小企業振興補助金 335,831 千円の増、会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会負担金 118,681 千円の増等によるものである。

また、「土木費」は除排雪対策に要する経費 432,149 千円の増や鶴ヶ城体育館照明設備改修工事 61,506 千円の増等によるものであり、「教育費」は河東学園中学校建設事業費 955,483 千円の増や城北小学校校舎北東棟改築事業費 139,380 千円の増等によるものである。

更に、「公債費」については、通常の年次償還だけであれば前年度より減額となるが、繰上償還金 423,560 千円の計上により、増額となったものである。

なお、「民生費」については、平成 28 年度まで実施していた臨時福祉給付金が減となったため、それが施設型給付費・地域保育給付費の増や認定こども園施設整備交付金の増等と相殺され、決算額に

して対前年度比1.3%の増で収まっているともいえるが、今後の増加が予想され、その動向に注視していかなければならない。

次に、目的別経費を住民一人当たりの金額で比較すると、最も金額が高いのは「民生費」165,255円で、平成28年度類似団体平均よりも高い水準であるが、県平均を下回っている。また、前年度対比での増加額として、また伸び率として表れているように、多くの財政資源が投入された「商工費」、「土木費」、「教育費」、「公債費」については、類似団体平均よりも高い水準にあり、全国的な比較においても、これらの経費については、力が注がれていることを示している。

こうした中で、「土木費」、「教育費」については、東日本大震災からの復興途上にある県平均よりも低くなっているが、特に「商工費」については、類似団体平均及び県平均のいずれよりも高くなっており、また、その決算額にかかる前年度比は57.3%と突出して高くなっている。

このことが、目的別経費から見た本市財政状況の特性といえよう。

表6 一般会計目的別歳出・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な目的別経費（普通会計ベース）			
	平成29年度	平成28年度	前年度比較		平成29年度(円)	平成28年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
1 議会費	392,863	405,959	△13,096	△3.2	3,240	3,326	2,668	4,189
2 総務費	4,988,109	5,412,208	△424,099	△7.8	41,264	44,185	45,218	103,811
3 民生費	19,929,382	19,672,109	257,273	1.3	165,255	161,981	155,248	263,843
4 衛生費	3,208,218	3,189,072	19,146	0.6	27,335	27,116	32,847	41,464
5 労働費	61,923	57,460	4,463	7.8	1,120	1,117	903	1,285
6 農林水産業費	1,477,018	1,484,016	△6,998	△0.5	11,904	11,843	3,991	28,824
7 商工費	3,152,220	2,003,941	1,148,279	57.3	25,916	16,289	6,426	25,341
8 土木費	5,362,500	4,801,615	560,885	11.7	38,535	33,149	36,208	72,654
9 消防費	1,623,450	1,652,421	△28,971	△1.8	13,444	13,593	13,539	18,462
10 教育費	5,868,741	4,707,935	1,160,806	24.7	49,449	39,243	38,701	56,791
11 災害復旧費	35,219	24,630	10,589	43.0	49	456	552	25,016
12 公債費	4,540,871	4,197,625	343,246	8.2	42,999	40,546	34,835	42,004
合 計	50,640,514	47,608,991	3,031,523	6.4	420,510	—	—	—

参考資料：福島県市町村決算分析表

2)性質別経費の状況(表7 一般会計性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

性質別歳出の状況は次表のとおりであり、経費を前年度と比較すると、増加額が大きかったものは、繰上償還金の皆増により「公債費」343,246千円(前年度比8.2%増)、除排雪対策に要する経費の増等による「維持補修費」487,476千円(前年度比50.1%増)、会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会負担金の皆増等による「補助費等」483,170千円(前年度比9.9%増)、ICTオフィス公有財産購入費の増や河東学園中学校建設事業費の増等による「普通建設事業費」2,136,241千円(前年度比50.9%増)である。減少額が大きかったものは、退職手当の減等による「人件費」331,670千円(前年度比4.3%減)、扇町土地区画整理事業特別会計繰出金の減等による「繰出金」144,054千円(前年度比2.2%減)等である。

次に、住民一人当たりの金額で比較すると、平成29年度の歳出額で、最も金額が高いのは「扶助費」104,115円で、類似団体平均及び県平均よりも高い水準であり、しかも前年度より増加しているが、これは施設型給付費・地域保育給付費の増や障がい者総合支援給付費の増等が主な要因である。「公債費」は平成29年度に繰上償還を行ったため、前年度より2,453円多い42,999円となった。これも類似団体平均及び県平均よりも高い水準である。また、「普通建設事業費」については、ICTオフィス公有財産購入費や河東学園中学校建設事業費が大幅に増加したことにより、前年度より17,868円多い53,973円となった。これは、類似団体平均を上回っているが県平均を下回っている。

以上のことから、性質別経費から平成29年度本市財政状況の特性として見えてくるものは、「人件費」、「扶助費」、「公債費」といった裁量の余地が少ない「義務的経費」が歳出総額の48.5%を占めており、住民一人当たりの金額で比較すると、この「義務的経費」の合計額は、類似団体平均及び県平均より高くなっていることである。今後、少子高齢化に伴う人口動態と税収動向を鑑みると、義務的経費のありようが本市財政の硬直化に密接に関係してくるものと思料される。なお、「公債費」は増加に転じたが、繰上償還金によるものであり、今後の動向に注視が必要である。

表7 一般会計性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な性質別経費(普通会計ベース)			
	平成29年度	平成28年度	前年度比較		平成29年度(円)	平成28年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
人件費	7,472,242	7,803,912	△331,670	△4.3	62,216	64,135	56,511	67,382
扶助費	12,572,073	12,565,052	7,021	0.1	104,115	103,359	98,861	73,106
公債費	4,540,871	4,197,625	343,246	8.2	42,999	40,546	34,833	42,004
小計(義務的経費)	24,585,186	24,566,589	18,597	0.1	209,330	208,040	190,205	182,492
物件費	5,665,195	5,493,265	171,930	3.1	46,594	44,879	51,263	195,848
維持補修費	1,461,267	973,791	487,476	50.1	12,101	8,010	3,290	8,487
補助費等	5,349,089	4,865,919	483,170	9.9	44,284	40,004	31,420	57,204

積立金	244,540	279,678	△35,138	△12.6	2,025	2,301	9,790	47,820
投資・出資・貸付金	721,250	758,414	△37,164	△4.9	5,973	6,239	4,525	10,270
繰出金	6,275,035	6,419,089	△144,054	△2.2	46,181	46,812	39,366	47,213
普通建設事業費	6,333,071	4,196,830	2,136,241	50.9	53,973	36,105	40,879	109,423
災害復旧事業費	5,881	55,416	△49,535	△89.4	49	456	552	25,006
合 計	50,640,514	47,608,991	3,031,523	6.4	420,510	—	—	—

参考資料:福島県市町村決算分析表

④財政状況について

1) 財政指標の状況(表8 財政指標の推移)

財政力を示す指数で、これが高いほど財源の余裕があるとされる**財政力指数**は、平成29年度は0.620で平成28年度より0.002ポイント上回ったものの、類似団体平均0.773と比較しても依然として低い水準であり、財源の余裕が比較的少ないといえる。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す**経常収支比率**は、前年度より0.1ポイント下がり89.3%となっている。これは計算上、分母である臨時財政対策債が増加したことによるものである。数値上は財政運営の弾力性の面では厳しい状況が続いている。また、本比率は、類似団体平均94.1%を下回るが、県内各市平均89.1%を上回っており、財政構造の硬直化に留意していく必要がある。

実質公債費比率については、平成18年度の19.3%から毎年逡減を続け、平成29年度は前年度から1.5ポイント下がり7.3%となった。これは、毎年新規の市債発行額を元金償還額以下に抑制することを基本としてきた成果である。本比率は、県内各市平均8.2%を下回り改善傾向にあるものの、類似団体平均4.7%と比較して高く、また、県内各市及び類似団体平均とも逡減傾向にあり、柔軟な財政運営を図っていく上で、こうした状況を鑑みると引き続き比率逡減への留意が必要である。

また、**将来負担比率**については、平成29年度は31.7%となり、前年度から1.4ポイント上がった。これは平成29年度において財政調整基金や減債基金の残高が減ったため将来の返済に充てる充当可能基金が減ったこと及び市債残高が増えたことが大きな要因である。

表8 財政指標の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	類似団体平均 (平成28年度)	県内各市平均 (平成28年度)
財政力指数	0.618	0.618	0.620	0.773	0.580
経常収支比率	87.4	89.4	89.3	94.1	89.1
実質公債費比率	10.8	8.8	7.3	4.7	8.2
将来負担比率	36.3	30.3	31.7	26.1	30.6

2) 市債の状況(表9 市債借入額と償還額の推移、表10 市債発行額の状況)

平成15年度に大幅な収支不足が見込まれ、危機的な財政状況に直面したことをふまえ、平成15年8月に行財政再建プログラムを策定し、平成18年度までを「再建期間」に位置づけ、様々な改革に取り組んできた。その結果、収支不足による危機的な状況は打開できたものの、市債残高の逡減は課題として残っていたため、新規市債発行額の元金償還額以下への抑制に向け継続的に取り組んできた経過にある。こうした経過においては、元金償還額が年々減少する中で、義務教育施設事業等による一定規模の起債需要に応じていくため、平成26年度及び平成27年度には繰上償還による元金償還額の増額によって、新規市債発行額を元金償還額の範囲内とし、市債逡減スキームを堅持するとともに、平成28年度からは、このスキームの枠を一般会計から普通会計に拡大することによって、財政健全化の取組と市債を伴う行政需要の調和に努めてきたところである。

こうした結果、普通会計における市債残高は平成20年度末の55,562,719千円から平成28年度末の45,043,629千円と約105億円の減となっており、着実な逡減が図られてきた。

しかしながら、平成29年度末市債残高は、平成28年度末のそれと比べると約2億円増額となっている。すなわち、決算額における普通会計の元金償還額4,807,162千円に対し、市債借入額は5,024,400千円となり新規市債発行額が元金償還額を217,238千円上回る結果となった。これは、平成28年度において予算化された学校施設耐震化事業やICTオフィス環境整備事業などの規模の大きな事業が平成29年度への繰越事業であったため、実際の市債発行を、予算化した平成28年度ではなく平成29年度において行ったためであり、この繰越事業を除けば、平成29年度決算においても新規市債発行額は元金償還額以下であった。また、平成29年度予算額においては、繰上償還額423,560千円を含めた普通会計の元金償還額4,807,162千円に対し新規市債発行額は4,772,900千円であり、予算ベースにおいては、新規市債発行額を元金償還額以下とする方針は貫かれていたものと考えられる。

いずれにしても、平成29年度においては、予算ベースでは新規市債発行額の元金償還額以下への抑制は維持されたものの、繰越事業を含めた決算ベースでは、初めて償還額を上回る起債となったところである。

こうした中で、繰上償還金を除く通常の前金償還額が10年前の約56億円から約44億円に縮減している一方で、一定程度の起債需要は引き続き見込まれる現状にある。また、元金償還額を上乗せするための減債基金の残高も6,636千円と極めて限られている。

今後は、こうした状況を総合的に勘案し、平成29年度の決算を通して明らかになった起債管理の課題をふまえながら、より実効性のある市債残高逡減に向けたスキームを研究・検証すべき時期にきていると料する。

表9 市債借入額と償還額の推移(普通会計・決算ベース)

(単位:千円)

区 分	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
元金償還額	5,769,698	5,418,390	5,477,078	5,619,334	5,717,805	4,473,878	4,807,162
うち繰上償還金額	155,697	0	0	447,998	771,603	0	423,560
新規発行額	4,154,900	4,850,200	3,664,200	4,737,900	4,683,300	3,667,600	5,024,400

年度末残高	55,562,719	53,153,591	49,359,983	46,884,412	45,849,907	45,043,629	45,260,867
実質公債費比率	18.9%	17.4%	15.3%	12.6%	10.8%	8.8%	7.3%

表 10 市債発行額の状況(普通会計)

(単位:千円)

区 分		平成 29 年度 市債発行額	備 考
市 債 発 行 額	現計予算額 (A)	4,772,900	最終予算額
	前々年度からの繰越 ①	19,600	城前団地建設事業
	前年度からの繰越 ②	962,000	ICTオフィス環境整備事業 学校耐震化事業 (仮称)河東学園中学校建設事業など
	翌年度への繰越 ③	△503,000	城北小学校北東棟改築事業 城前団地建替事業など
	執行残による不用額 ④	△227,100	繰越分 △56,800 現年度分 △170,300
	小計(①～④の計) ⑤	251,500	
決算額 (B) ((A) + ⑤)		5,024,400	
元金償還額 (C)		4,807,162	
元金償還額と市債発行額の差額			
予算額ベース (C) - (A)		34,262	
決算額ベース (C) - (B)		△217,238	※決算額ベースにおいて元金償還額を超過

3) 基金の状況

ア. 一般会計の基金の状況について(表 11 一般会計基金積立状況)

一般会計の基金については、平成 29 年度末における残高が 7,940,322 千円となっており、平成 28 年度末残高と比べ 1,222,226 千円(前年度比 13.3%減)の減となった。これは、北会津地域ふるさと創生基金及び河東地域教育施設整備基金の廃止や、主に財政調整基金、減債基金及び復興基金の取崩の減によるものである。

こうした中で、不測の事態に備えた財政的な調整弁の機能を果たしてきた財政調整基金と減債基金で合計 919,455 千円の減となり、とりわけ、ピーク時の平成 26 年度末には 1,201,262 千円あった減債基金については、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度の取崩によって、基金残高が僅か 6,636 千円となっている。

今後の財政運営の安定化の観点から両基金の今後の動向に留意が必要である。

表 11 一般会計基金積立状況

(単位:千円)

基金名	平成 28 年度末残高	決算年度中増減額	平成 29 年度末残高
1 国際的ふるさと会津創生基金	374,190	△56,706	317,484

2	奨学資金給与基金	23,231	△348	22,883	
3	庁舎整備基金	4,233,639	571	4,234,210	
4	社会福祉基金	43,607	6,081	49,688	
5	財政調整基金	3,288,930	△495,937	2,792,993	
6	郷土研究奨励基金	10,708	△399	10,309	
7	減債基金	430,154	△423,518	6,636	
8	遠藤恵也図書購入基金	10,011	1	10,012	
9	院内御廟整備基金	13,842	△2,982	10,860	
10	ふるさと・水と土保全基金	644	0	644	
11	北会津地域ふるさと創生基金	2,224	△2,224	0	
12	河東地域ふるさと創生基金	20,812	△5,915	14,897	
13	河東地域教育施設整備基金	28,071	△28,071	0	
14	板橋好雄奨学資金 貸与基金	現金	5,012	△461	4,551
		貸付金	6,873	462	7,335
15	復興基金	410,781	△328,467	82,314	
16	こども未来基金	30,909	3,417	34,326	
17	ふるさと寄附金基金	41,983	△8,915	33,068	
18	公共施設維持整備等基金	193,800	121,647	315,447	
	合計(現金のみ)	9,162,548	△1,222,226	7,940,322	

イ. 財政調整基金の状況について(表 12 財政調整基金積立・取崩状況、表 13 財政調整基金残高の他市との比較)

収支不足によって財政再建に取り組まざるを得なかった経験をふまえ、「歳入に見合った歳出構造の堅持」を財政運営の基本原則の1つとしている。こうした中であって、財政調整基金は、年度間の財源調整機能を果たすものであり、これによって、年度毎の歳入の変化や行政需要に対し弾力的な対応を可能とするものである。

このように、安定的で健全な財政運営に大きな役割を果たす財政調整基金は、平成 19 年度には約 10 億円であったが、毎年度の積立額に多寡はあるものの、前年度末には 3,288,930 千円までになっており、また、平成 29 年度は除排雪対策に要する経費に充てるため 496,276 千円の取崩などにより、当該年度末残高は 2,792,993 千円となった。

この残高は財政調整基金の目安とされる標準財政規模約 285 億円の 10%である 28 億5千万円より若干低く、また、平成 28 年度の県内各市及び類似団体の平均と比較しても未だ少ない状況にあるため、今後も適正な規模の財政調整基金の確保に努める必要がある。

なお、平成 30 年度当初予算では 773,000 千円の取崩と利子分 333 千円の積立を計上しており、この

場合の基金残高は、約 20 億円となることから、前年度繰越金の確定を反映した平成 30 年度9月補正予算を含め、今後の動向を注視したい。

表 12 財政調整基金積立・取崩状況 (単位:円)

区 分	H29.3.31 現在	H30.3.31 現在
積立額	—	338,914
取崩額	—	△496,276,000
増減額	—	△495,937,086
現在高	3,288,930,315	2,792,993,229

表 13 財政調整基金残高の他市との比較

区 分	平成 28 年度
会津若松市	3,288,930 千円 【参考:29 年度 2,792,993 千円】
福島県内各市(平均)	5,676,523 千円
類似団体(平均)	3,939,284 千円

⑤まとめ

1) 収支状況について

平成 29 年度の決算額については、歳入・歳出ともに平成 28 年度より 30 億円以上増加し、その結果、決算総額は歳入・歳出とも 500 億円を超える規模となった。とりわけ、歳出決算額が 500 億円を超えたのは、地域給付金約 90 億円の支出があった平成 24 年度の歳出決算以来 5 年ぶりである。

こうした決算の収支状況としては、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた**形式収支**は約 21 億円の黒字となり、形式収支から継続費通次繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を除外した**実質収支**(通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、この実質収支で判断する。)も約 19 億円の黒字となった。また、前年度以前からの収支の累積(繰越金等)の影響を控除した**単年度収支**も平成 28 年度の 4 億円以上の赤字から約 7 千 5 百万円の黒字に転じたところである。さらに、単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金の積立額及び地方債繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた**実質単年度収支**についても、平成 28 年度の 5 億円以上の赤字から約 3 百万円の黒字となったところである。このように、平成 29 年度の収支状況は、いずれの指標も黒字となっており、特に問題はない。

2) 歳入・歳出状況について

歳入決算総額は、平成 29 年度は前年度に比べ約 31 億円増の約 527 億円となっているが、増の内容について検証すると、市税や基金繰入金等の自主財源が約 10 億円の増であるのに対し、国からの交付金や国県補助金等の依存財源の増が約 21 億円であり、また、一般財源・特定財源の区分では、

使途の特定されない一般財源の約4億円の増に対し特定財源は約27億円の増となっている。このように、自主財源及び一般財源の増加額は依存財源及び特定財源のそれよりも相対的に小さく、結果して、歳入構造としては依存財源(歳入総額の約6割)や特定財源(歳入総額の約4割弱)に依拠する割合が高まりつつある。

そうした中で、自主財源であり、また、一般財源でもある市税については、ここ数年間150億円台前半で推移し横ばいの状態にある。そして、依存財源ではあるが、使途が特定されていないため一般財源でもある地方交付税は平成29年度決算で約106億円となっているが、その中でも普通交付税は、合併算定替の縮減もあって、対前年度比で約4億円減の約89億円となっており、しかも、この合併算定替の縮減は平成32年度まで続くと思われる。一方で、地方交付税の代替措置であると同時に起債でもある臨時財政対策債については、発行可能限度額まで利用するのではなく、必要最小限の範囲内に留めるという考え方に変更はないものの、平成29年度は前年度比3億円増の16億円の起債を行っている。

財政再建に取り組んできた本市としては、今後の新庁舎整備や旧県立病院跡地整備といった諸課題への対応に当たっては、基幹的な自主財源又は一般財源である市税や地方交付税のこうした厳しい動向に十分留意しつつ、これまで培ってきた知見をふまえながら、「歳入に見合った歳出構造の堅持」による財政運営に努めていく必要がある。

歳出決算総額は、平成29年度は前年度に比べ約30億円増の約506億円となっているが、増の主な要因は、予算の「款」に沿った目的別経費で見ると、「商工費」の対前年度比57.3%増(約11.5億円増)や「教育費」の対前年度比24.7%増(約11.6億円増)であり、経費の性質に着目した分類である性質別経費で見ると、「維持補修費」の対前年度比50.1%増(約4.9億円増)や「普通建設事業費」の対前年度比50.9%増(約21.4億円増)である。

具体的内容としては、「商工費」の増は、ICTオフィス環境整備事業費や中小企業振興補助金(神明通りアーケード改修)などによるものであり、「教育費」の増は、河東学園中学校建設事業費や城北小学校校舎北東棟改築事業費などによるものであるが、同時に、これらの事業費は「普通建設事業費」の増の要因でもある。なお、「維持補修費」の増は平成29年度の大雪に伴う除排雪対策に要する経費である。

こうした目的別経費及び性質別経費を住民一人当たりへに換算した上で、類似団体や県平均と比較(ただし、本市は平成29年度決算ベース、類似団体及び県平均は平成28年度決算ベース。繰上償還を含む公債費は除く。)してみると、類似団体及び県平均のいずれよりも高かったのは、目的別経費では「商工費」に限られており、対前年度の伸び率が突出していることも考え合わせると、これが平成29年度決算の1つの特徴といえることができる。

性質別経費では、「扶助費」及び「義務的経費」(「人件費」、「扶助費」、「公債費」の合計額)が平成28年度と平成29年度のいずれの数値も、類似団体及び県平均より高いことに留意しなければならない。そして、この「義務的経費」が、歳出総額の5割弱を占めており、その中でも、「扶助費」については、「義務的経費」の半分以上を占め、平成29年度は臨時福祉給付金の約6.6億円の減が他の増額を相殺したこともあって「扶助費」全体では横ばいとなったが、少子高齢化の進行を背景として今後着実に増加していくことが予想される。したがって、歳入面では「市税」や「地方交付税」といった主要財源の大幅

な伸びを見込むことが厳しいことを念頭に、今後、「義務的経費」の動向を見極めつつ、財政の硬直化を招かないような財政運営に努めていく必要がある。

3) 財政状況について

国が定めた財政分析指標を活用して、本市の財政状況を検証すると、財源の余裕度を示す**財政力指数**は微増、財政構造の弾力性を判断する**経常収支比率**は微減と、両指標とも横ばいの状況にあり、また、本市の平成 28 年度及び平成 29 年度の両指標とも、類似団体平均より低く、県内各市平均よりも高いという状況は同じである。以上のことから、本市の平成 29 年度の財政状況はこれまでと大きな変化はないといえる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた財政指標においては、**実質公債費比率**は 1.5 ポイント下がったのに対し、**将来負担比率**は 1.4 ポイント上昇したところである。これは、1 年間の「公債費」(市債元利償還金)等に対する負担割合は下がった一方で、市債残高等の将来負担額に対する負担割合は上がったことを示している。**実質公債費比率**の低下は、財政健全化に向けたこれまでの取組の成果が表れているものであり、**将来負担比率**の上昇は、財政調整基金や減債基金の残高が減ったことにより将来の返済に充てる充当可能基金が減ったことと、決算ベースにおいては元金償還額を上回る起債となったため市債残高が増加したことが主な要因である。実質公債費比率は、類似団体平均より高く、県内各市平均より低くなっており、また、将来負担比率は類似団体及び県内各市平均より高くなっている。いずれにしても、早期健全化基準を大きく下回っており、ただちに問題になるような状況にはない。

ところで、市債残高については、財政健全化に向けた取組によって毎年逡減し、この 10 年間に 100 億円以上減少してきたが、平成 29 年度には、予算ベースでは財政健全化に向けた取組方針に沿った対応がなされたものの、決算ベースでは繰越事業の関係もあって元金償還額を上回る起債となり、その結果、平成 29 年度末の市債残高は前年度末より約 2 億円増えたところである。

繰上償還を除いた通常ベースの元金償還額の推移をみると、平成 20 年度には約 56 億円であったものが、これまでの財政健全化に向けた取組もあって、平成 29 年度には約 44 億円へと毎年逡減を続けてきたが、一方で、施設の老朽化・耐震化などに伴う起債需要は、事業の平準化とも相まって、毎年度一定程度存在するものである。このため、起債許容額が毎年度逡減する中において一定程度の起債需要に対応していくため、近年は、減債基金を活用した繰上償還により起債許容額の引き上げを行うとともに、平成 28 年度からは起債管理の対象を一般会計から普通会計へ枠を拡大することによって、「新規起債額は償還元金以下とする」という財政健全化に向けた取組方針を堅持してきたところである。

このように、様々な創意工夫を行いながら、市債残高の逡減を図ってきたところであるが、平成 29 年度の決算ベースにおける起債額と元金償還額の関係や減債基金残高が 1 千万円を切った現状、更には、今後も一定の起債需要は避けられない状況をふまえ、財政健全化に向けた取組の深化と市民サービスへの的確な対応の両立を目指し、これまで以上に適切な起債管理の具体的な手法について、研究・検討すべき時期にきているものと思料する。

(2) 特別会計(水道事業会計を除く)意見

①各特別会計の収支状況について

1) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計については、国民健康保険加入世帯数及び被保険者数ともに年々減少傾向が続いている。これは、人口減少や満 75 歳到達による後期高齢者医療制度への移行者の増加などによるものである。このことから、国民健康保険税収入は減少し、また、高齢化や医療の高度化などにより一人当たり医療費は増加しているものの、被保険者の減少により保険給付費は減少し、結果して、前年度と比較して歳入総額・歳出総額とも減少した。また、国民健康保険税収の減により、一般会計からの基準外繰入 59,211,000 円があったところである。こうした状況にあつて、平成 29 年度の決算は、歳入歳出差引額である形式収支が 368,121,060 円の黒字となり、債務負担行為等の繰越措置もないことから実質収支も同額の黒字であり、決算上の収支状況については、特に問題はない。ただし、事業の性格上、年度終了後に国庫支出金等に係る必要な調整を要することに留意しなければならない。

歳入総額は 14,572,016,507 円(前年度比 1.6%減)、うち「国民健康保険税」の収入済額は 2,347,823,562 円(前年度比 5.3%減)、現年度分の対調定収納率は 91.4%(前年度比 0.3 ポイント減)であり、県内 13 市中で高い方から 8 位、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は 73.6%(前年度比 1.3 ポイント減)、不納欠損額は 26,628,540 円(前年度比 5.4%減)となっている。

歳出総額は 14,203,895,447 円(前年度比 2.1%減)、うち「保険給付費」は 8,069,304,508 円(前年度比 3.2%減)であり、被保険者の減少により 2 年連続減少している。一方、一人当たり医療費は 338,097 円と前年度比 1.2%の増加となっているが、県内市町村平均の一人当たり医療費 354,237 円、前年度比 3.9%増と比べると一人当たり医療費及び伸び率ともに低い水準であり、県内 13 市中では低い方から 3 位の水準である。

一方、特定健康診査の受診率は平成 28 年度確定値で 45.8%となっている。これは国が定めた目標値の 60%には届かないものの、県内市町村平均の 41.0%を上回り、県内 13 市中では高い方から 3 位の水準である。特定健康診査の受診率の高さが、すぐに医療費の抑制につながるものではないとしても、特定健康診査・特定保健指導等保健事業の努力の結果が、医療費の伸びの抑制につながっているものと思われる。なお、国民健康保険準備金積立金については、平成 28 年度事業の終了に伴い確定する国庫支出金や基準外繰入金等にかかる必要な調整を繰越金等を活用して行った上で、剰余金が生じたため、平成 29 年度 9 月補正で 83,937 千円が計上され、平成 29 年度末現在高は 84,255 千円となっている。

平成 30 年度からは、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となり、市は県に対し、国保事業納付金を、国民健康保険税を財源に納付する一方で、県からの交付金によって保険給付費を支払うスキームになっているが、市も保険者であることに変更はない。引き続き効果的・効率的な保健事業を展開するとともに、国民健康保険税の収納率の向上についても努力され、持続可能な国民健康保険事業となるよう努力されたい。

なお、国民健康保険準備金については、国民健康保険事業において剰余金が発生した場合に、それを財源として積み立てる一方、国民健康保険税を財源とする国保事業納付金に不足が生じた場合に、それを補てんするために活用するものである。このように、従来の事業における一般会計からの基準外

繰入的な役割も含めて、財源調整機能を果たすものであるところから、国民健康保険事業の枠組の変更もふまえ、当該準備金の充実とその適切な運用が図られるよう、これまで以上に留意されたい。

加入世帯数及び被保険者数

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率(%)
加入世帯数(世帯)	17,087	17,595	△508	△2.9
被保険者数(人)	27,528	28,745	△1,217	△4.2

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳 入	国民健康保険税	2,347,823,562	2,478,944,910	△131,121,348	△5.3
	国庫支出金	3,343,720,111	3,442,632,813	△98,912,702	△2.9
	県支出金	625,124,329	670,949,889	△45,825,560	△6.8
	療養給付費等交付金	378,916,406	491,426,042	△112,509,636	△22.9
	前期高齢者交付金	2,934,969,975	2,777,386,055	157,583,920	5.7
	繰入金	1,350,142,200	1,407,805,618	△57,663,418	△4.1
	その他	3,591,319,924	3,536,780,618	54,539,306	1.5
	合計(A)	14,572,016,507	14,805,925,945	△233,909,438	△1.6
歳 出	保険給付費	8,069,304,508	8,336,994,378	△267,689,870	△3.2
	後期高齢者支援金等	1,526,950,207	1,577,742,859	△50,792,652	△3.2
	前期高齢者納付金等	5,728,794	1,115,675	4,613,119	413.5
	老人保健拠出金	35,026	55,041	△20,015	△36.4
	介護納付金	647,909,099	682,865,347	△34,956,248	△5.1
	共同事業拠出金	3,170,655,861	3,298,935,299	△128,279,438	△3.9
	保健事業費	116,874,102	117,185,216	△311,114	△0.3
	準備金積立金	83,937,592	54	83,937,538	155,439,885.2
	その他	582,500,258	500,240,838	82,259,420	16.4
合計(B)	14,203,895,447	14,515,134,707	△311,239,260	△2.1	
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		368,121,060	290,791,238	77,329,822	26.6

※歳入額(14,572,016,507円)には、未還付分1,898,500円が含まれている。

国民健康保険準備金の状況

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年度末現在高	317	317	317	317	84,255

2)介護保険特別会計

介護保険特別会計については、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の最終年度に当たり、1号被保険者の介護保険料改定を行って3年目であり、また、従来の介護予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと移行した事業年度となった。

歳入総額は11,414,849,181円(前年度比3.8%増)、うち「介護保険料」の収入済額は2,298,700,600円(前年度比1.9%増)、「介護保険料」の対調定収納率は96.5%(前年度比0.1ポイント減)となっている。また、「介護給付費準備基金繰入金」は前年度0円であったものが49,718,000円となっている。

歳出総額は11,175,057,537円(前年度比3.0%増)、うち「保険給付費」は10,000,723,600円(前年度比0.5%増)、「地域支援事業費」は639,296,413円(前年度比187.3%増)となっている。これまで「保険給付費」の枠であった介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、「地域支援事業費」枠の介護予防・日常生活支援総合事業となったため、「地域支援事業費」は約2.9倍化した。また、「介護給付費準備基金積立金」は133,896,671円(前年度比46.0%減)となった。

以上の結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、239,791,644円の黒字となり、債務負担行為等による繰越措置もないことから、実質収支も同額の黒字となり、決算上の収支状況については、特に問題はない。ただし、事業の性格上、国民健康保険特別会計と同様な調整を要することに留意しなければならない。

少子高齢化が進行し、「団塊の世代」が後期高齢域を迎える2025年(平成37年)には更なる高齢化社会が到来し、本市でも3人に1人は65歳以上の高齢者になるものと推計されている。医療・介護・予防の専門的なサービスと地域における生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築され、円滑な介護保険制度の運営に向け、引き続き努力されたい。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳 入	保険料	2,298,700,600	2,256,809,700	41,890,900	1.9
	国庫支出金	2,687,875,375	2,582,804,312	105,071,063	4.1
	支払基金交付金	2,908,493,000	2,837,116,884	71,376,116	2.5
	県支出金	1,633,465,165	1,519,670,675	113,794,490	7.5
	繰入金	1,737,774,000	1,636,194,000	101,580,000	6.2
	その他	148,541,041	164,279,472	△15,738,431	△9.6
	合計(A)	11,414,849,181	10,996,875,043	417,974,138	3.8

歳 出	総務費	279,329,026	284,935,095	△5,606,069	△2.0
	保険給付費	10,000,723,600	9,948,218,554	52,505,046	0.5
	地域支援事業費	639,296,413	222,525,292	416,771,121	187.3
	基金積立金	133,896,671	247,778,262	△113,881,591	△46.0
	その他	121,811,827	146,617,186	△24,805,359	△16.9
	合計 (B)	11,175,057,537	10,850,074,389	324,983,148	3.0
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		239,791,644	146,800,654	92,990,990	63.3

※歳入額(11,414,849,181 円)には、未還付分 2,928,100 円が含まれている。

3)後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、平成 20 年度にそれまでの老人保健制度から移行した制度であり、県単位で設立された県内の全市町村で組織される後期高齢者医療広域連合が保険者となって、保険給付と保険料の賦課を行い、県内の原則として 75 歳以上の高齢者が被保険者となる医療保険制度である。市町村は広域連合が賦課した保険料の徴収を行い、徴収した保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に広域連合納付金として納付することとなる。

こうした枠組にあって、平成 29 年度の決算状況は、歳入総額 1,280,040,421 円から歳出総額 1,243,105,059 円を差し引いた形式収支は 36,935,362 円の黒字であり、債務負担行為等の繰越措置もないことから、実質収支も同額の黒字となっている。確かに、収支決算は黒字であるものの、その額は平成 28 年度の5倍以上となっており、その理由は次のとおりである。

後期高齢者医療特別会計の枠組においては、前述したとおり「後期高齢者医療保険料」911,859,640 円と一般会計からの「保険基盤安定繰入金」315,503,039 円の合計額 1,227,362,679 円を後期高齢者医療広域連合に納付すべきであったが、歳入としての保険料が収入の当初の想定を超える増があった中で、歳入増の補正措置が間に合わず、併せて連動する「納付金」の歳出増の補正もできなかったために、平成 29 年度予算で支払う納付金は、歳出予算現額との関係で 1,203,980,039 円とし、差額 23,382,640 円については、平成 30 年度の納付金で対応することとなった。なお、歳入については、予算額を超えた徴収が可能であり、保険料と納付額の差額は黒字額に含まれるため、前年度に比べ大きな黒字額となったところである。

こうしたことをふまえ、後期高齢者医療制度においては、本特別会計の歳入科目である保険料収入と歳出科目である広域連合納付金は表裏一体の関係にあることを再確認した上で、保険料及び納付金については、当初予算の計上にあたっては、推計方法の見直しも含めて、そのあり方を精査するとともに、年度途中においても進捗状況を確認しながら、適宜必要に応じて補正で対応するなど、適切な特別会計運営に努められたい。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳 入	後期高齢者医療保険料	911,859,640	874,319,862	37,539,778	4.3
	使用料及び手数料	232,900	208,500	24,400	11.7
	繰入金	356,456,039	349,883,501	6,572,538	1.9
	その他	11,491,842	17,689,587	△6,197,745	△35.0
	合計 (A)	1,280,040,421	1,242,101,450	37,938,971	3.1
歳 出	総務費	31,513,464	34,875,658	△3,362,194	△9.6
	後期高齢者医療広域連合 納付金	1,203,980,039	1,186,521,801	17,458,238	1.5
	その他	7,611,556	13,649,335	△6,037,779	△44.2
	合計 (B)	1,243,105,059	1,235,046,794	8,058,265	0.7
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		36,935,362	7,054,656	29,880,706	423.6

※歳入額(1,280,040,421 円)には、未還付分 2,430,300 円が含まれている。

4)観光施設事業特別会計

平成 29 年度の決算状況は、歳入総額 292,172,232 円、歳出総額 275,700,686 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、16,471,546 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、平成 28 年度に赤字となっていた実質収支については、形式収支と同額の黒字となっている。

歳入総額は 20,975,070 円(前年度比 7.7%増)の増となっているが、これは、原子力損害賠償金の終了などによる「諸収入」50,866,276 円の減や前年度繰越金の減などによる「その他」14,431,508 円の減、更には「事業収入」9,741,986 円の減などがあったものの、鶴ヶ城公園廊下橋改修工事などに充てる若松城整備等基金からの「繰入金」が 93,012,840 円増えたことなどによるものである。

なお、「事業収入」は、有料観光施設の入場料収入等から指定管理料等を差し引いたものであるが、算定方式の枠組に変更はないため、「事業収入」の減は、若松城天守閣入場料、隣閣観覧料及び市営観光駐車場使用料のいずれもが3%前後減少していることを主な要因とするものである。

一方、歳出総額は 5,658,908 円(前年度比 2.1%増)の増となっているが、これは、若松城整備等基金への積立金の減などによって「総務費」が 119,656,366 円の減となったものの、鶴ヶ城公園廊下橋改修工事によって「若松城整備費」が 125,105,683 円の増となったことなどによるものである。

以上のことから、歳入の増は、若松城整備等基金繰入金の増が他の項目の減を上回った結果であり、歳出についても、他の事業費の増があったものの、若松城整備等基金積立金の大幅な減によって歳出全体の増は抑えられたものとなっている。

このように、当該特別会計の収支状況については、形式収支、実質収支とも黒字であり、特に問題はないものの、若松城整備等基金は、歳入歳出両面で、重要な調整的機能を果たしているが、平成 27 年度、平成 28 年度とその充実が図られてきた中であって、平成 29 年度末残高が対前年度比

122,821,840 円減の 343,910,908 円となり、平成 27 年度末残高を下回った。

そして、何よりも、当該特別会計の基幹的収入であり、若松城整備等基金組成の基盤となっている「事業収入」が、ふくしまディスティネーションキャンペーンや鶴ヶ城再建 50 周年記念事業のあった平成 27 年度を直近のピークにここ 2 年間逡減していることに留意しなければならない。

今後は、観光産業のシンボリック的存在である若松城を管轄する観光施設事業特別会計として、関連団体との連携のもと、本市の観光資源の魅力の向上と活用を図りながら、更なる観光誘客の促進に努めることが必要である。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳入	事業収入	124,091,075	133,833,061	△9,741,986	△7.3
	国庫支出金	4,114,000	1,112,000	3,002,000	270.0
	繰入金	147,498,840	54,486,000	93,012,840	170.7
	諸収入	8,136,204	59,002,480	△50,866,276	△86.2
	その他	8,332,113	22,763,621	△14,431,508	△63.4
	合計 (A)	292,172,232	271,197,162	20,975,070	7.7
歳出	総務費	41,094,785	160,751,151	△119,656,366	△74.4
	若松城天守閣費	91,776,089	91,967,969	△191,880	△0.2
	若松城整備費	141,330,253	16,224,570	125,105,683	771.1
	隣閣費	1,163,848	1,090,981	72,867	6.7
	駐車場費	7,035	7,107	△72	△1.0
	前年度繰上充用金	328,676	—	328,676	皆増
	合計 (B)	275,700,686	270,041,778	5,658,908	2.1
形式収支 (C) = (A) - (B)		16,471,546	1,155,384	15,316,162	1,325.6
翌年度に繰り越すべき財源 (D)		0	1,484,060	△1,484,060	皆減
実質収支 (E) = (C) - (D)		16,471,546	△328,676	16,800,222	—

若松城整備等基金状況

(単位:円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年度当初残額	286,294,923	386,722,879	466,732,748
積立額	100,427,956	134,495,869	24,677,000
取崩額	0	54,486,000	147,498,840
年度末残高	386,722,879	466,732,748	343,910,908

5)下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・個別生活排水事業特別会計

ア. 概況

本市の汚水処理については、①市街地の汚水を集合処理により実施する公共下水道事業、②農村地域の汚水を集合処理により実施する農業集落排水事業、③それ以外の地域における汚水処理を実施する個別生活排水事業に分けて、3つの特別会計によって汚水処理を実施している。

公共下水道事業は、基幹的な汚水処理の機能はもとより、雨水処理の機能も担っており、計画面積2,718.0haに対し、平成29年度末現在で、整備面積1,892.7ha、整備率69.6%であり、整備済の処理区域内人口82,005人に対し、水洗化済人口は69,291人、水洗化率は84.5%となっている。

農業集落排水事業は、計画面積417.4haの整備が平成27年度に終了しているが、処理区域内人口4,654人に対し、水洗化済人口は3,102人、水洗化率は66.7%（旧会津若松市94.2%、北会津町59.8%）と低くなっている。

個別生活排水事業は、合併浄化槽の全体計画基数4,300基に対し、整備基数958基、整備率22.3%と進捗率が最も低い、事業の性格もあって、処理区域内人口3,389人の100%が水洗化済である。

整備状況・水洗化状況

区 分	計画面積 (計画基数)	平成29年度末 整備面積 (整備基数)	整備率 (%)	処理区域内 人口(人)	水洗化済 人口(人)	水洗化率 (%)
公共下水道事業	2,718.0ha	1,892.7ha	69.6	82,005	69,291	84.5
農業集落排水事業	417.4ha	417.4ha	100.0	4,654	3,102	66.7
個別生活排水事業	4,300基	958基	22.3	3,389	3,389	100.0

イ. 収支状況及び歳入・歳出決算状況

3特別会計の平成29年度決算の収支状況は、いずれも、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は黒字となっている。また、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の形式収支には翌年度へ繰り越すべき財源が含まれているが、形式収支からそれらを差し引いた実質収支は黒字となっている。このように3特別会計すべてにおいて、形式収支及び実質収支が黒字であり、これら特別会計の収支状況に特に問題はない。

また、3特別会計の事業特性や対象とする面積・人口、更には事業進捗に大きな違いがあるため、平成29年度の歳入・歳出決算状況にも、そうした違いが反映されたものとなっている。

まず、下水道事業特別会計の財政規模は、平成29年度の歳入・歳出決算ベースで、他の2つの特別会計の10数倍と、突出した大きさになっているが、平成29年度末の水洗化済人口で他の2つの事業のそれと比較すると20倍以上であり、こうしたことを考慮すると、下水道事業特別会計が必要以上の大きさになっているとはいえ、むしろ、スケールメリットが働いているといえよう。また、歳入面では、同会計の「使用料及び手数料」が平成29年度決算の歳入総額に占める割合の4割以上であるのに対し、他の2つの会計におけるこの割合は2割以下であり、

受益者負担がより機能しているといえよう。

そうした中で、水洗化率は84.5%と未だ改善の余地があり、受益者負担の促進のためにも、より一層の水洗化が必要である。一方、歳出面では、整備率が約7割と整備途上にあるため、下水道管理設工事等の「建設費」が、平成29年度決算で歳出総額の約4割を占めている。

なお、「公債費」も歳出総額の約4割を占めているが、起債に当たっては普通会計と同様に元金償還額以下にするという抑制方針で対応しているところから、今後、逐次逡減していくものと思われる。

次に、農業集落排水事業特別会計については、水洗化済人口が個別生活排水事業より300人弱少ないものの、「使用料及び手数料」は同事業特別会計より約4百万円ほど多くなっているが、水洗化率は66.7%と3事業の中で最も低く、今後、水洗化の普及を促進し、受益者負担を高めていくことが急務である。歳出面では、面的整備が終了していることもあって、歳出総額に占める「建設費」の割合は1割を切り、その額も3つの特別会計の中で最低である。歳出総額に占める割合と金額が最も高いのが「公債費」であるが、面的整備は終了しているため、新たな面的整備に伴う起債は必要とせず、既存起債の償還が逐次終了し、公債費は逡減していくものと考えられる。今後の課題は、「公債費」に次いで歳出の中で大きなウエイトを占める「管理費」の節減をいかに図っていくかにある。

最後に個別生活排水事業であるが、整備率が22.3%と低く、今後、3,000基を超える整備が必要であるが、平成29年度は47基の整備であり、また、その費用として1億円以上の「建設費」を要しており、今後、多くの時間と経費が必要な事業である。そうした中であって、水洗化済人口が農業集落排水事業より300人弱多いものの、「使用料及び手数料」は、同事業より約4百万円少なく、また、歳出面の「管理費」は同事業の約1.7倍となっている。こうしたことから、今後の事業費やランニングコスト、更には受益者負担など、いくつかの課題があると思料されるので、これらについて整理・検討を加えながら事業に取り組んでいくことが必要である。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		下水道事業	農業集落排水事業	個別生活排水事業
歳 入	分担金及び負担金	70,681,962	1,503,000	7,112,051
	使用料及び手数料	1,686,208,209	48,177,136	44,082,702
	国庫支出金	508,790,000	6,000,000	22,593,000
	県支出金	4,616,000	—	4,318,000
	繰入金	611,362,000	197,086,000	112,259,000
	繰越金	66,499,745	14,948,345	9,212,781
	諸収入	22,446,902	29,808	4,566,320
	市債	889,700,000	12,400,000	92,800,000
	合計(A)	3,860,304,818	280,144,289	296,943,854

歳 出	総務費	142,669,950	18,762,090	4,332,691
	建設費	1,560,684,102	15,568,680	125,681,446
	管理費	543,474,732	59,961,343	103,653,403
	公債費	1,545,910,041	168,589,415	38,749,575
	合計 (B)	3,792,738,825	262,881,528	272,417,115
形式収支 (C) = (A) - (B)		67,565,993	17,262,761	24,526,739
翌年度に繰り越すべき財源 (D)		750,000	4,700,000	0
実質収支 (E) = (C) - (D)		66,815,993	12,562,761	24,526,739

※個別生活排水事業特別会計歳入額(296,943,854円)には、未還付分11,016円が含まれている。

ウ.経営分析

こうした中で、国からの要請もふまえ、経営基盤の強化、経営の透明化を図るため、これら3事業について、平成32年度から地方公営企業法を全部適用する方針である。このような動きもあることから、現在の3つの特別会計について、国が示している公営企業会計の経営分析指標によって比較を行ったところである。

まず、収益的収支比率については、3つの事業間で他の指標に比べ大きな差は生じていない。

次に、経費回収率は、ほぼ100%の公共下水道事業に対し、残りの2事業はその半分から3分の2に留まっている。

また、汚水処理原価についても処理水量の違いにもよるが、農業集落排水事業は公共下水道事業の約1.3倍、個別生活排水事業は約2倍と開きがある。

確かに3つの汚水処理方式については、それぞれの地域の実情が違う中で、整備の進捗率や普及率も異なり、さらには補助金の国の所管の違いもあって、経営的側面や効率性の観点のみを重視し判断することは避けなければならないが、発生主義・複式簿記による企業会計手法の導入によって、これまで以上に効率性の差異や課題がより鮮明になってくると思われる。

したがって、公営企業会計への移行作業に万全を期すことはもちろん、長期的課題としてこれら3事業のそれぞれのあり方や事業間連携の可能性などについて、多面的に研究・検討していく必要がある。

経営分析指標

項 目	公共下水道事業	農業集落排水事業	個別生活排水事業	説 明
収益的収支比率 [総収益/(総費用+地方債償還金)×100]	97.8%	94.6%	110.7%	料金収入等で維持管理費等をどの程度賄っているかを表す。
経費回収率 [下水道等使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100]	99.5%	69.8%	42.5%	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表す。

汚水処理原価 [汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量]	199.3 円/m ³	265.4 円/m ³	385.8 円/m ³	有収水量 1m ³ あたりの汚水処理に要した経費で、汚水処理に係るコストを表す。
施設利用率 [晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100]	80.6%	32.7%	51.8%	施設設備の一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。

※平成 29 年度決算ベースによる速報値

参考資料:福島県市町村公営企業経営比較分析表

6) 湊町簡易水道事業特別会計・西田面簡易水道事業特別会計

ア. 収支状況及び歳入・歳出決算状況

湊町簡易水道事業及び西田面簡易水道事業においては、地理的・地形的条件によって、会津若松市水道事業とは別に、中山間地域における簡易水道事業として、特別会計によって運営されており、給水人口がそれぞれ 230 人前後の小規模な事業体であり、今後も少子高齢化が進む中で、給水人口や給水量の大幅な増加は見込みにくい現状にある。こうしたことから、施設面では、規模拡大を図るような新たな投資は行われておらず、老朽化が進む施設の維持補修や機能保全に努めているところである。

こうした状況下にある両特別会計の平成 29 年度決算は、双方とも約 1 千万円の事業規模にあり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、湊町簡易水道事業特別会計が 2,451,664 円、西田面簡易水道事業特別会計が 2,944,728 円の黒字となっており、両特別会計とも翌年度に繰り越すべき財源はないことから、これらの額が実質収支となっている。以上のとおり、両特別会計の収支状況は、形式収支・実質収支ともに黒字であり、特に問題となる状況にはない。

次に、歳入状況としては、「使用料及び手数料」については、ほぼ横ばいで推移している中であって、両特別会計間で約 90 万円の差異はあるが、これは介護施設等事業用給水需要の有無等による年間有収水量の違い(約 13,000m³)によるもので、料金体系の差によるものではない。

また、両特別会計の「市債」については、企業会計制度の導入に備え行った法適化固定資産整理支援業務委託に伴うものである。

一方、歳出状況については、特徴の 1 つとして両特別会計とも「公債費」が 194 円と極めて少額なことである。また、「水道事業費」で約 100 万円の差異があるが、これは湊町簡易水道事業では給水施設が 2 箇所であるのに対し、西田面簡易水道事業のそれは 1 箇所という違いによるものである。

最後に、両特別会計の平成 29 年度決算における一般会計からの繰入金の有無については、歳入における水道料金収入の違いと歳出における給水施設等の維持管理費用の違いによるものである。

水道状況(各年度末現在)

区 分	湊町簡易水道		西田面簡易水道		摘 要
	給水人口	給水件数	給水人口	給水件数	
平成 29 年度	220 人	95 件	233 人	64 件	東田面 59 件、下馬渡 36 件、西田面 64 件
平成 28 年度	232 人	96 件	233 人	63 件	東田面 60 件、下馬渡 36 件、西田面 63 件
比較増減	△12 人	△1 件	0 人	1 件	

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		湊町簡易水道事業	西田面簡易水道事業
歳 入	分担金及び負担金	0	194,400
	使用料及び手数料	1,466,787	2,387,958
	繰入金	3,032,000	—
	繰越金	2,465,878	3,688,617
	市債	4,600,000	4,600,000
	合計(A)	11,564,665	10,870,975
歳 出	水道事業費	9,112,807	7,926,053
	公債費	194	194
	合計(B)	9,113,001	7,926,247
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		2,451,664	2,944,728

イ.経営分析

湊町簡易水道事業及び西田面簡易水道事業特別会計の2会計については、平成32年度から地方公営企業法を一部適用する方針にあることから、国が示している公営企業会計の経営分析指標についてみると2つの簡易水道事業特別会計を合わせた数値は、その事業が小規模であることから、各年度において実施された維持補修等の工事及び委託事業にかかる経費等によって、その数値に大きな影響があり、各年度において大きく変動している。したがって、一概に各年度の分析指標の数値により、安易に分析することは困難であり、今後、長期的な視野を持った慎重な分析が必要である。

簡易水道事業経営分析指標

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	説 明
収益的収支比率 [総収益/(総費用+地方債償還金)×100]	75.5%	76.8%	107.9%	料金収入等で維持管理費等をどの程度賄えているかを表す。
料金回収率 [供給単価/給水原価×100]	33.4%	53.1%	23.0%	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す。
給水原価 [総費用-受託工事費+地方債償還金(繰上償還分除く)/年間総有収水量]	524.7 円/m ³	314.8 円/m ³	313.0 円/m ³	有収水量1m ³ あたりに要した経費で、給水処理に係るコストを表す。

施設利用率 [一日平均配水量/一日配水能力×100]	57.6%	56.3%	66.3%	施設設備の一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。
-------------------------------	-------	-------	-------	---

※平成 29 年度は決算ベースによる速報値

参考資料:福島県市町村公営企業経営比較分析表

7) 地方卸売市場事業特別会計

地方卸売市場事業特別会計については、歳入総額 125,361,844 円に対し、歳出総額 119,569,387 円であり、歳入歳出の差引額である形式収支は、5,792,457 円の黒字となっており、また、翌年度に繰り越すべき財源もないことから、実質収支も同額の黒字である。このように当該特別会計の収支状況については、形式収支・実質収支ともに黒字であり、特に問題となるような状況にはない。

歳入状況については、基幹的収入である「使用料及び手数料」が前年度比 2,349 千円(前年度比 2.8%減)の減額となっているが、このうち売上高使用料については、卸売業者全体の取扱金額が約 2.5 億円(前年度比 2.9%減)減ったため、700 千円(前年度比 3.4%減)減額となるとともに、市場施設使用料についても仲卸業者の 1 者減により売場面積が減少したため 1,647 千円(前年度比 2.6%減)の減となった。

歳出としては、「公債費」は前年度と同額であるが、「地方卸売市場事業費」については、施設の修繕工事や設備の維持管理費の減に伴い、4,486 千円(前年度比 4.7%減)の減となった。

なお、「使用料及び手数料」は減となったものの、前年度繰越金が増となるとともに、歳出面では地方卸売市場事業費が減額となったことにより、歳入不足を補う一般会計からの「繰入金」は 4,240 千円(前年度比 10.5%減)の減額となった。

最後に指定管理者制度の導入についてであるが、経費的には、直営時の平成 27 年度の関係経費が 124,169 千円であったのに対し、導入初年度の平成 28 年度が 73,582 千円、2 年目の平成 29 年度が 70,966 千円となっており、この 2 年間の実績から、1 年あたり 50,000 千円以上の経費節減効果があることが確認できたところである。

一方、指定管理者制度導入のもう 1 つの目的であった市場の活性化については、市場活性化プランをふまえ、様々な取組がなされているものの、公設卸売市場の取扱数量や金額の動向は業種によってばらつきがある中で、全体の取扱金額においては約 2.5 億円(前年度比 2.9%減)の減となったところであり、市場の活性化に向けた取組は道半ばにあるといえよう。

また、現時点において、市場使用料を 4 分の 3 にする軽減特例期限も平成 30 年度末までとなっており、市場活性化プランの取組状況もふまえて、早急に関係団体、事業者との連携強化を図りながら、活気ある市場形成に努められたい。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支状況

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳入	使用料及び手数料	81,695,320	84,044,189	△2,348,869	△2.8
	繰入金	36,274,000	40,514,000	△4,240,000	△10.5
	繰越金	7,337,190	6,475,279	861,911	13.3

	諸収入	55,334	359,417	△304,083	△84.6
	合計(A)	125,361,844	131,392,885	△6,031,041	△4.6
歳 出	地方卸売市場事業費	90,094,541	94,580,849	△4,486,308	△4.7
	公債費	29,474,846	29,474,846	0	0.0
	合計(B)	119,569,387	124,055,695	△4,486,308	△3.6
	形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)	5,792,457	7,337,190	△1,544,733	△21.1

指定管理者制度導入に係る関係経費の推移

(単位:千円)

区 分	制度導入前	制度導入後	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人件費	29,516	0	0
報酬	2,216	0	0
報償費	413	259	441
旅費	35	0	15
需用費	41,250	0	0
役務費	518	274	280
委託料	32,264	71,477	70,056
使用料及び賃借料	5,870	1,532	144
負担金及び交付金	12,087	40	30
計	124,169	73,582	70,966

8) 扇町土地区画整理事業特別会計

扇町土地区画整理事業特別会計については、平成 29 年度末時点の事業進捗率は事業費ベースで 95.1%となっており、都市計画道路の 100%(全5路線整備完了)のほか、建物移転が 99.2%、区画道路の整備が 98.7%、仮換地指定が 97.5%となっており、平成 35 年度の換地処分に向け着実に事業が進められている。

このように、同特別会計については、事業の終息に向け、平成 25 年度以降、歳入歳出決算額は毎年逡減してきており、平成 29 年度の決算も同様な状況にある。そうした中で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、118,645,372 円の黒字となっており、翌年度に繰り越すべき財源 92,969,000 円を差し引いた実質収支も 25,676,372 円の黒字であり、収支状況に問題はない。

同事業については、引き続き権利者の理解を得るとともに国庫補助事業及び計画的な保留地処分による事業財源の確保に努めながら、換地処分の平成 35 年度完了に向けて、工事はもちろんのこと、換地計画等の事務も合わせ、効率的・効果的な事業推進に当たられたい。

事業の進捗状況(平成 29 年度末現在)

区 分	進捗状況詳細		進捗率(%)
仮換地指定	1,878 件 /	1,926 件	97.5
建物移転	512 件 /	516 件	99.2
都市計画道路	5,250.2 m /	5,250.2 m	100.0
区画道路	17,730.9 m /	17,969.8 m	98.7
事業費	31,895,913 千円 /	33,551,000 千円	95.1

歳入・歳出決算及び形式・実質収支状況

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳 入	分担金及び負担金	148,000,000	90,000,000	58,000,000	64.4
	使用料及び手数料	28,600	39,600	△11,000	△27.8
	国庫支出金	85,200,000	29,400,000	55,800,000	189.8
	繰入金	706,303,000	823,942,000	△117,639,000	△14.3
	繰越金	69,473,569	22,961,975	46,511,594	202.6
	諸収入	77,965,336	109,932,474	△31,967,138	△29.1
	市債	98,800,000	162,200,000	△63,400,000	△39.1
	合計(A)	1,185,770,505	1,238,476,049	△52,705,544	△4.3
歳 出	土地区画整理事業費	417,078,819	440,284,208	△23,205,389	△5.3
	公債費	650,046,314	728,718,272	△78,671,958	△10.8
	合計(B)	1,067,125,133	1,169,002,480	△101,877,347	△8.7
形式収支(C) = (A) - (B)		118,645,372	69,473,569	49,171,803	70.8
翌年度に繰り越すべき財源(D)		92,969,000	0	92,969,000	皆増
実質収支(E) = (C) - (D)		25,676,372	69,473,569	△43,797,197	△63.0

9) 三本松地区宅地整備事業特別会計

三本松地区宅地整備事業特別会計については、本来の宅地整備は完了しているが、旧第3工区の土壌問題があつて特別会計の廃止までには至っておらず、平成 28 年度の事業費は、維持管理のための除草業務委託や環境影響調査としての水質検査業務委託などで 522,203 円であつた。

そうした状況にあつて、平成 29 年度は旧第3工区の今後の対応を検討するために、地質調査業務委託、測量業務委託を行ったことにより、事業費が対前年度比 8,785,777 円と著しく増加したが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、116,409,877 円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源もな

いところから、同額が実質収支の黒字であり、収支状況に問題はない。

今後は、平成 29 年度の調査結果をふまえ、旧第 3 工区の積み上がった土砂の課題解決に向け、福島県と協議を行いながら、必要な対応をとられたい。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支状況

(単位:円・%)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
歳入	繰越金	125,717,857	126,240,060	△522,203	△0.4
	合計 (A)	125,717,857	126,240,060	△522,203	△0.4
歳出	宅地整備事業費	9,307,980	522,203	8,785,777	1,682.4
	合計 (B)	9,307,980	522,203	8,785,777	1,682.4
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		116,409,877	125,717,857	△9,307,980	△7.4

③まとめ

1) 収支状況について(表 14 一般会計からの繰入金の状況、表 15 普通会計及び特別会計に係る市債現在高の状況)

平成 29 年度の 12 特別会計の収支は、歳入総額 33,455,757,148 円(前年度比 2.1%増)、歳出総額 32,438,837,945 円(前年度比 1.3%増)、歳入歳出差引残額は、1,016,919,203 円(前年度比 36.5%増)となり、12 特別会計とも形式収支及び実質収支は黒字であった。このように、すべての特別会計で収支状況については、特に問題はなかったところである。

一般会計からの繰入金合計額は、5,060,970 千円であり、前年度と比べ 1 億円以上の減となっているものの、特別会計の歳入総額 33,455,757 千円に占める割合は 15.1%と依然として高い水準にあるといえる。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰入れられるものであり、その割合は、財務内容等により、9.3%～70.4%と異なっているが、特別会計は特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区分して経理管理が行われる会計であることを考慮すると、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計自体の一層の歳入確保に努める必要がある。

とりわけ、地方財政法施行令第 46 条の規定により公営企業と位置付けられる事業については、地方財政法第 6 条の規定により、いわゆる基準内経費に該当する経費を除き、独立採算によることが求められていることから、繰入基準の一層の明確化とその適切な運用に努めながら、経営体質の強化を図っていく必要がある。

一方、特別会計の平成 29 年度末市債残高は 20,605,268 千円であり、平成 28 年度末と比較すると 377,162 千円(前年度比 1.8%減)の減額が図られており、平成 29 年度は普通会計で 217,238 千円の増加となったものの、全会計の市債残高としては、159,924 千円の逡減が図られている。

表 14 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円・%)

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度		比較増減	
	繰入金額	歳入に占める割合	繰入金額	歳入に占める割合		
普通会計	扇町土地区画整理事業	706,303	59.6	823,942	66.5	△117,639
公営企業会計	湊町簡易水道事業	3,032	26.2	6,675	60.5	△3,643
	西田面簡易水道事業	0	0.0	15,525	64.5	△15,525
	観光施設事業	0	0.0	0	0.0	0
	下水道事業	611,362	15.8	626,358	18.5	△14,996
	地方卸売市場事業	36,274	28.9	40,514	30.8	△4,240
	農業集落排水事業	197,086	70.4	213,509	76.9	△16,423
	個別生活排水事業	112,259	37.8	85,496	33.5	26,763
	三本松地区宅地整備事業	0	0.0	0	0.0	0
その他の公営事業会計	国民健康保険	1,350,142	9.3	1,407,805	9.5	△57,663
	介護保険	1,688,056	14.8	1,636,194	14.9	51,862
	後期高齢者医療	356,456	27.8	349,883	28.2	6,573
合 計		5,060,970	15.1	5,205,901	15.9	△144,931

表 15 普通会計及び特別会計に係る市債現在高の状況

(単位:千円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	増減率
普通会計	45,260,867	45,043,629	217,238	0.5
特別会計	20,605,268	20,982,430	△377,162	△1.8
合 計	65,866,135	66,026,059	△159,924	△0.2

2) 企業会計への移行について

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別生活排水事業特別会計については、平成 32 年度を目途とし、長期的に安定した事業運営を継続するため、企業会計の導入に向け平成 29 年度は各会計の財産に係る固定資産調査・評価等の作業を実施しており、これは平成 31 年度まで継続され、また、平成 30 年度においては、企業会計システム構築作業に取り掛かったところであり、準備作業は滞りなく行われている。

しかしながら、移行が予定されている各特別会計の経営基盤は厳しいものがある。公共下水道事業は長寿命化のための下水浄化工場の改築や経営安定化のための更なる普及率の向上、農業集落排水事業は水洗化率の向上、個別生活排水事業は汚水処理の効率化などそれぞれ課題を抱えている。

今後の移行に向けては、まずそれぞれの会計における財産の評価を的確に把握するとともに、維持

管理費をはじめ将来にわたる施設改修費用の算出、これを賄うべく適正な利用者負担及び収入体系のあり方、一般会計からの繰入基準の明確化など、将来に向けた経営全体のビジョンを構築することが肝要であり、平成 32 年度からの移行に向け、各事業会計の準備作業に取り組まれない。

また、湊町簡易水道事業特別会計及び西田面簡易水道事業特別会計については、公営企業法の一部適用を決定し、平成 29 年度においては法適化固定資産整理作業を開始したところである。なお、移行に当たっては、下水道事業特別会計等と同様な課題について、十分配慮されたい。

会津若松市基金運用状況審査意見書

目 次

第1 審査の種類	-----	1
第2 審査の対象	-----	1
第3 審査の着眼点	-----	1
第4 審査の主な実施内容	-----	1
第5 審査の実施場所及び日程	-----	1
第6 審査の結果	-----	1
第7 審査の意見	-----	1
第8 基金の運用状況	-----	2

決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

第2 審査の対象

平成29年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第9基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているか等を主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局内

審査実施日程 平成30年6月15日から平成30年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、平成29年度については1名が返還終了し、新たに2名の貸付が実行されている。その結果、平成29年度末の貸付は前年度末16名から1名増の17名となった。

貸付金の返済状況をみると、定められた返還期間を大幅に過ぎ、長期にわたり返済が滞っているものがあるところから、連帯保証人に対する所定の手続きを速やかに実施するなど、貸付の原資の確保に最大限努めるとともに、貸付に当たっては、本人を含め関係者の意思確認を十分に行うなど、貸付手続にも留意されたい。

また、今後も、当貸与基金の意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できる

よう配慮されたい。

第8 基金の運用状況

本年度は、2件1,000,000円の貸付、59件538,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の499円を繰入れした結果、年度末で預金4,551,343円、貸付金7,335,000円(貸付17名)となった。